

議案第54号

財産の取得について（追認）

下記のとおり財産の取得について、石岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年石岡市条例第59号）第3条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 件 名 | 令和7年度庁舎ネットワーク更新・保守委託【債務負担行為】 |
| 2 取得する財産 | 庁舎ネットワーク機器
(別紙明細のとおり) |
| 3 契約の方法 | 条件付き一般競争入札による契約 |
| 4 契約金額 | 金112,761,000円 |
| 5 契約の相手方 | (1) 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目11番地20
F L C S 株式会社 関東信越支店
支店長 山勢太郎 |
| | (2) 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 大宮JPビルディング
エフサステクノロジーズ株式会社 東日本ビジネス本部 関東・甲信越ビジネス統括部
統括部長 新谷慶和 |

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

別紙

取得する財産	数量
コアスイッチ用無停電電源装置	2台
フロアスイッチ用無停電電源装置	6台
消防署スイッチ用無停電電源装置	1台
証明書発行兼認証装置	2台
管理サーバ	1台
管理サーバ用無停電電源装置	1台
ログ/バックアップ用 NAS	1台
八郷総合支所複合施設コアスイッチ用無停電電源装置	1台
八郷総合支所複合施設フロアスイッチ用無停電電源装置	5台
その他付属品	1式